

令和 6年10月28日

公益社団法人日本PTA全国協議会
会長（代表理事） 太田 敬介 殿

静岡県PTA連絡協議会
会長 宮下 修一

再質問状

静岡県PTA連絡協議会（以下「当協議会」）は、令和6年8月19日付で貴会に対して「質問状」を送付いたしましたところ、貴会から令和6年9月20日付の「事務連絡」として「回答書」を受領いたしました。

まずもって、当協議会の正式な文書に対する回答が単なる「事務連絡」として回答されたことにつき、きわめて強い遺憾の意を表します。

また、質問に対する回答は、いずれも実質的な回答がなされているとはいえないものであり、この点についてもきわめて強い遺憾の意を表します。

静岡県P連では、令和6年10月4日の理事会において、同年10月17日に開催された公益社団法人日本PTA全国協議会代表者会（以下「代表者会」）における議論状況を踏まえて再質問状を提出することを確認いたしました。

つきましては、以下の点について再質問をさせていただきますので、令和6年11月28日（木）までに、文書にてご回答願います。

なお、前回の「質問状」に対する回答が不十分であったため貴会に対する第1回目の負担金の支払いを留保してきましたが、本「再質問状」に誠実な回答が得られることを期待して支払うことといたしました。しかしながら、本「再質問状」に対して十分な回答が得られない場合には、第2回目の負担金の支払いについては、留保させていただきます。

【再質問】

1. 「質問状」における第1の質問に対する回答について

「質問状」における第1の質問に対して、貴会からは、「不正な支出という認識はありません。監査も通り、総会でご報告した通りです。」との回答がありました。

しかしながら、県P連の質問は、貴会の認識の有無を問うものではなく、支出の妥当性について客観的な検証を求めるものです。監査も通り、総会でも報告したとのことですが、元役員の逮捕容疑・起訴理由となった日本PTA会館の修繕費用である約2000万円についても、監査も通り、総会でも報告したものであるにもかかわらず、その後約1200万円が不正に支出されていたという事実が明らかになったのですから、監査や総会での報告は、残る約3000万円の赤字について検証しないということの理由にはなりません。

令和4年度の決算報告については、再度調査する必要があると思われますが、その実施の予定の有無について再度質問いたします。

2. 「質問状」における第2の質問に対する回答について

「質問状」における第2の質問に対して、貴会からは、「令和5年度の防犯システム工事については、現在さいたま地方裁判所で係属中の刑事事件とも関連しうる」ため、「公判の推移を踏まえて必要な証拠資料を収集したうえで、工事の妥当性を検証していく」との回答がありました。

しかしながら、工事の妥当性はともかく、少なくとも、誰が工事を発注したのかということは、それを待たずに関係者に意見聴取をする等の方法によって明らかにできることであるにもかかわらず、それすら回答されておられません。

これに加えて、「質問状」では、防犯システムにとどまらず、「令和5年度についても、元役員が不正に使用した支出が含まれている可能性がきわめて高い」ことから、「令和5年度の決算報告についても、再度調査する必要がある」と指摘しましたが、この点については直接の回答がありませんでした。しかしながら、代表者会では、元事務局長と元事務局次長が、起訴された元役員に対し、令和5年度中に旅費等の名目で約135万円に及ぶ不正な支出をしていたことが明らかとなりました。

この点も考慮すれば、令和5年度の決算報告の再調査は、必要不可欠であると言わざるを得ませんが、その実施の予定の有無について再度質問いたします。

3. 「質問状」における第3の質問に対する回答について

「質問状」における第3の質問に対して、貴会からは、捜査協力のため提出した資料開示請求については継続的に進める予定であるとの回答がありました。

しかしながら、「質問状」では、経理関係書類について「全面的な情報開示を行う予定」があるか否かを尋ねているにもかかわらず、その点については明示されておられません。

上記1及び2で示した点を考慮すれば、全面的な情報開示は必要不可欠であると言わざるを得ませんが、その実施の予定の有無について再度質問いたします。

4. 「質問状」における第4の質問に対する回答について

「質問状」における第4の質問に対して、貴会の顧問（前会長）から、投票結果を見たことについてはお詫びするとしながら、「約束をしながらなぜ結果を見るに至ったのかという理由について、貴会に対し十分な説明することが、結果を見たことに対する責任である」との回答がありました。

しかしながら、今回の回答書には、その説明はまったくなく、また、今後どのような形で説明するかについても一切の言及がなく、説明をしようとする努力すらなされておられません。

そもそも顧問は、会長を務めていた当時に、臨時総会場で公に約束したことを自ら破るという、会長という立場にある者として絶対にしてはならない行為をしたことを認めて

います。これは説明をして足りるものではなく、その職を辞すことがすなわち責任をとることであると思料しますが、その意志はあるか、再度質問いたします。

なお、代表者会において出された辞職を求める声に対して、顧問は、「顧問は会長から指名された職なので、どうするかは会長次第である」旨の回答をしていました。指名された職であっても辞職は可能ですが、顧問がそのような選択をしない場合には、会長は、顧問を解職する意志はあるか、追加して質問いたします。

5. 第5の質問に対する回答について

「質問状」における第5の質問に対して、貴会からは、「個別の理事の責任に関する意向について回答は差し控えます」との回答がありました。

しかしながら、「質問状」では、昨年度から継続して執行部に加わっている役員の責任をとる意思があるか否かを尋ねていますので、事実上、その回答がなされておられません。

2で述べたように、代表者会においては、令和5年度にも不正な経理が行われていたことが明らかとなりました。現在の理事のうち、令和4年度に業務執行理事を務めた者はもとより、令和5年度に業務執行理事を務めた者にはきわめて重い責任があると思料しますが、その責任をとる意志があるか、再度質問いたします。該当の理事は明確にご回答いただきますよう、お願いいたします。

6. 第6の質問に対する回答について

「質問状」における第6の質問に対して、「一般社団法人地域創生応援団と関連の企業に関しては、法律に基づき契約を交わしているところ、現時点で契約に違反する事実はありません」との回答がありました。

しかしながら、「質問状」では、起訴された元役員と親密な関係にある団体や企業との関係を断ち切るか否かを尋ねているにもかかわらず、その質問には正面から回答していません。

改めて、同法人との関係を断ち切るべきであると考えますが、その予定があるか、再度質問いたします。

7. 新たに発覚した不祥事について

上記2で述べたように、代表者会において、元事務局長と元事務局次長が、起訴された元役員に対し、令和5年度中にアルバイトとして雇用されていた間の旅費等の名目で約135万円に及ぶ不正な支出をしていたことが明らかとなりました。また、起訴された元役員が返金に応じなかったことから、元事務局長が令和5年度中の決算の前に上記の不正な支出の穴埋めをする目的で令和6年3月31日に同額を振り込んだところ、翌日の4月1日には元事務局次長が業務執行理事の許可を得ることなくそれを引き出し、元事務局長に渡していたこと、そしてそれが両名の懲戒解雇事由であることも同時に判明いたしました。

貴会が、このような新たな、かつ、重大な不祥事につき既に把握をしていたにもかかわらず、代表者会の場において質問がなされるまで、それを開示しなかったことは、きわめて遺

憾です。

そこで、以下の点について質問いたします。

- ① そもそも、起訴された元役員は、令和5年の貴会の総会の前に、赤字の責任をとって参与を辞職しています。それにもかかわらず、貴会の事務局にアルバイトとして勤務したのはなぜでしょうか。また、誰が元役員と雇用契約を締結したのでしょうか。さらに、元役員はいつからいつまでアルバイトとして勤務し、報酬として総額でいくら支払われたのでしょうか。
- ② 約135万円に及ぶ不正な支出の内訳は、どのようになっているのでしょうか。
- ③ 元役員に対する支出は、誰が決裁したのでしょうか。また、なぜ約135万円にも及ぶ不正な支出が可能だったのでしょうか。当時の管理体制は、どのようになっていたのでしょうか。
- ④ そもそも、元役員に不正に支出された約135万円につき、その事実を明らかにすることなく、元事務局長が穴埋めのために振り込むという行為自体があってはならないことです。そのような行為を指示したのは誰でしょうか。また、仮に元事務局長が自主的にそのような行為をしようとするのであれば、それをやめさせたうえで、事実を明らかにすべきですが、当時の業務執行理事は、元事務局長の行為を把握していなかったのでしょうか。仮に把握していたのであれば、黙認したのはなぜでしょうか。逆に把握していなかったのであれば、いつ把握したのでしょうか。
- ⑤ 令和6年6月19日に開催された総会の前に上記の不正な支出を把握し、元事務局長と元事務局次長を懲戒解雇したにもかかわらず、そのような重大な事実を説明してこなかったのはなぜでしょうか。
- ⑥ 令和5年度中の不正支出について、令和5年度の業務執行理事が責任をとるべきことは上記2で述べたとおりですが、その不正支出について、4か月にわたり正確な説明をしてこなかった業務執行理事の責任はきわめて重いと言わざるを得ません。その責任をとる意志はありますか。

8. 内閣府の立入検査について

代表者会において、常務理事から、令和6年9月25日に貴会が内閣府から立入検査を受け、現在、その結果を踏まえて報告書の提出が求められているとの報告がありました。立入検査で報告を求められている内容については、口頭で簡単な説明がありましたが、その後の質疑応答の中で文書による提出指示も届いている旨の説明もありました。その際、常務理事は、当該文書を各協議会に配付すると約束しましたが、未だに当協議会には届いておりません。回答期限は、11月とのことでしたので、一刻も早く各協議会に当該文書を配布・共有し、議論をする必要があると思料します。

当該文書は、いつ発出する予定でしょうか。至急の発出を求めつつ、質問いたします。

以上